

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
定期積金規定 1 ～ 1 9 . (省略) 2 0 . (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 積金契約者等 <u>(休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 2 1 . (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします ① 第 2 0 条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りります。 ④ この積金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第 1 項第 2 号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。 ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、	定期積金規定 1 ～ 1 9 . (省略) 2 0 . (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 積金契約者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 2 1 . (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします ① 第 2 0 条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りります。 ④ この積金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第 1 項第 2 号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに 限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 22～23．（省略） 以 上 <u>（令和3年4月1日現在）</u>	当該手続が終了した日 ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、 または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに 限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 22～23．（省略） 以 上 <u>（平成2年4月1日現在）</u>
---	---